



海老名市

商工業振興プラン 2020



2020. 4. 1

目次

はじめに	1
第1章 本プランの策定にあたって	2
1 策定の趣旨	3
(1) 策定の背景	3
(2) 策定の目的	3
2 本プランの位置づけ	4
3 計画期間	7
4 前プランの評価結果への対応	7
第2章 海老名市の商工業	9
1 海老名市の特性	10
(1) 都市資源	10
(2) まちづくりの展望	10
2 商工業を取り巻く現状	12
(1) 人口	12
(2) 都市計画	14
(3) 法人市民税	17
(4) 事業所数及び従業者数	18
(5) 産業別事業所数及び従業者数	19
(6) 開業率及び廃業率	20
(7) 工業	21
(8) 商業	22
(9) 市内企業・事業者に対するアンケート	25
(10) まとめ	26
3 商工業の課題	27
(1) 人口減少・少子高齢化への対応	27
(2) 労働生産性の向上	27
(3) 事業承継に向けた準備	27
(4) 地域間格差への対応	27
(5) 商店街の活性化	27
(6) 大型商業施設の今後	28
(7) 企業立地の促進	28
(8) 住工混在の解消	28
(9) 時代の変化への適応	29

第3章 商工業振興プラン	30
1 重点事業	31
アクション1 市内中小企業の支援	31
アクション2 企業立地促進事業	32
アクション3 商店街（市内個店）の活性化・買い物弱者支援	33
2 「めざす姿」別施策・事業	35
めざす姿1	35
めざす姿2	37
めざす姿3	38
めざす姿4	40
めざす姿5	41
体系図	42
第4章 本プランの推進体制	44
1 役割分担	45
2 商工業支援体制	46
(1) 庁内体制	46
(2) 商工業支援組織	46
3 進行管理・評価	46

はじめに

本市では商工業振興の目標と基本方針、市と関係機関がともに取り組む具体的な施策や事業を『商工業振興プラン』として明らかにし、第四次総合計画の個別計画に位置付けて、推進してまいりました。第四次総合計画は令和元年度末をもって計画期間の満了を迎え、令和2年度からは新たな総合計画『えびな未来創造プラン 2020』が始動し、商工業の分野においても、これまで以上に市内経済・産業を活性化させていくための指針を掲げております。



そこで本市では新たに『商工業振興プラン 2020』を策定し、未来創造プランに掲げた商工業の振興における“めざす姿”の実現に向けて取り組むことといたしました。

本プランの策定にあたっては、これまで推進してきた前プランを内外の視点で評価するとともに、本市の特性や、商工業を取り巻く現状を分析し、これらの結果を踏まえたプランとなるよう強く意識しながらその構成を検討いたしました。

また、人口減少・少子高齢化、デジタル化、グローバル化の進展等の影響により、商工業者を取り巻く環境は日々変化しており、多種多様な課題の解決と時代への適応が求められております。

こうした状況においても、引き続き、本市の商工業が持続的に発展していくための指針をプランとして明らかにし、市はもとより、商工業者、経済団体、関係機関等が共通の認識と目的を持って、にぎわいと活気にあふれる魅力的な都市の創出に取り組んでまいります。

結びに、本プランの策定にあたりまして、様々な機会を通じて貴重なご意見等をいただきました市民や商工業者の皆様をはじめ、海老名商工会議所並びに関係機関の皆様にご心からお礼申し上げますとともに、今後も本プランの実現に向けて、一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

海老名市長 内野 優

第1章 本プランの 策定にあたって

本章では本プラン策定の背景、目的、考え方を明らかにします。
また、本市の総合計画である未来創造プランをはじめとする各種計画との
関係と計画期間について整理します。

1 策定の趣旨

(1) 策定の背景

古くから農業が盛んに営まれ、高度経済成長期の人口増加とともに変貌を遂げた本市は、昭和 46（1971）年に市制を施行して海老名市となりました。都市化により宅地開発が進み、道路網が整備されると、国内産業の発展も相乗して製造業や流通業、サービス業の立地が進みました。市域を東西に横断する東名高速道路に加え、市域西側を流れる相模川に沿って圏央道（さがみ縦貫道路）が整備され、海老名インターチェンジが設置されたことでアクセス性が飛躍的に向上し、近年は産業用地としてのポテンシャルがますます高まっています。また、鉄道の結節点である海老名駅周辺は本市の中心市街地として大規模商業施設が立地し、これらを核に事業所が集積することで都市機能が向上しています。

一方、人口減少・少子高齢化、デジタル化、グローバル化の影響は本市にも押し寄せており、消費者ニーズの移り変わりが加速化・多様化していることから、近年、商工業者を取り巻く操業環境はより厳しさを増しています。こうした時代の流れに適応できず、事業所の統廃合、域外流出、従業員の削減、事業所の閉鎖などに追い込まれてしまう事例も少なくありません。

商工業は地域経済発展の原動力であり、都市の活動を支える重要な役割を担っています。都市間競争が激化する中で、本市が拠点都市として成長し続けるためには、本市の特性を活かした商工業振興のための見通しを明らかにし、にぎわいと活気にあふれる魅力的な都市を創出することが必要です。

(2) 策定の目的

本市は神奈川県中央に位置し、地理的にも交通条件にも恵まれています。海老名駅を中心に市街地が形成される一方、市域西側には相模川が流れ、南部には農地、東側の台地部には樹林地が広がるなど、比較的小規模な市域で都市と自然の調和が実現されています。こうした要件は産業面において本市の魅力となり、産業用地や宅地としてのポテンシャルを高めています。

本市が今後も持続的に発展を遂げていくためには、計画的かつ戦略的なまちづくりを推進することが重要であり、本市の特性を強みとする独自の産業政策を、だれもが共有できるものとして可視化することが必要です。

これまでは『海老名市第四次総合計画』の個別計画として『海老名市商工業振興プラン』（以下、「前プラン」という。）を策定し、本市の商工業振興の指針としてきましたが、今後は『えびな未来創造プラン 2020』（以下、「未来創造プラン」という。）のもと、『海老名市商工業プラン 2020』（以下、「本プラン」という。）を策定し、関係機関・団体とともに本市の商工業の振興を推進していきます。

2 本プランの位置づけ

本プランは、令和2（2020）年度からスタートした本市の総合計画である未来創造プランの個別計画として位置付け、本市の商工業のめざす姿を達成するための目標を掲げ、市はもとより、市と商工業者、関係機関・各種団体等がともに取り組む具体的な施策、事業を明らかにしたものです。

また、本市の商工業振興の実現にあたっては、本プランとともに以下の計画が相互に補完し合う構成となっています。

『えびな元気にぎわい振興計画』

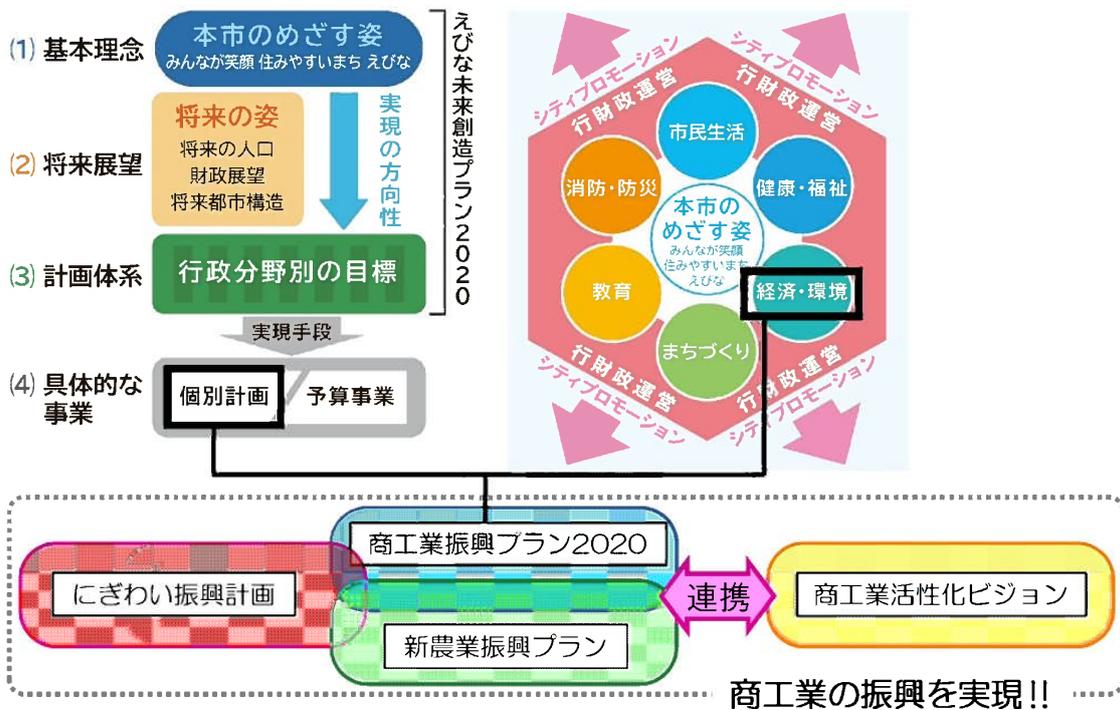
海老名市にぎわい振興条例に基づいて「にぎわいと活気のあるまち」を実現するためのプロセスや施策展開の方向性を明らかにした計画。

『海老名市新農業振興プラン』

農業が直面する問題を解決し、市内農業が持続的に発展するための具体策を提起したプラン。

『海老名商工会議所商工業活性化ビジョン』

海老名商工会議所が海老名のさらなるにぎわいづくりを目的に策定したビジョン。



なお、未来創造プランにおける「商工業の振興」政策の位置づけと「めざす姿」及び「今後の方針」等については次のとおりです。

基本理念	行政分野	政策
<p>みんなが笑顔 住みやすいまち えびな</p>	<p>1 市民生活 充実して暮らせるまち</p>	<p>1-1 地域社会と市民参加の活性化 1-2 人々が尊重しあう社会の実現 1-3 スポーツ・レクリエーションの振興 1-4 芸術・文化の振興 1-5 地域安全・交通安全の推進</p>
	<p>2 健康・福祉 健やかに暮らせるまち</p>	<p>2-1 健康づくりの充実 2-2 高齢福祉の充実 2-3 地域福祉の充実 2-4 障がい福祉の充実 2-5 子育て支援の充実 2-6 社会保障制度の充実</p>
	<p>3 経済・環境 にぎわいがあり自然に優しいまち</p>	<p>3-1 商工業の振興 3-2 農業の振興 3-3 環境保全及びまちの美化推進</p>
	<p>4 まちづくり 便利で快適に暮らせるまち</p>	<p>4-1 社会基盤の保全・整備 4-2 住みよいまちづくりの推進 4-3 住宅政策・緑化政策の推進 4-4 まちの拠点整備</p>
	<p>5 教育 豊かな学びを育むまち</p>	<p>5-1 ひびきあう教育の実現</p>
	<p>6 消防・防災 安全で安心して暮らせるまち</p>	<p>6-1 消防力の充実 6-2 危機管理対策の推進</p>
	<p>7 行財政運営 かがやきを創造するまち</p>	<p>7-1 経営的な視点に立った行政運営 7-2 持続可能な財政運営</p>
	<p>8 シティプロモーション 新たな発見ができるまち</p>	<p>8-1 シティプロモーションの推進</p>

3-1 商工業の振興

地域経済の活性化でまちににぎわいが生まれて、みんなが笑顔になります。

<p>めざす姿</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① まちがにぎわい、市民の地元に対する意識が醸成され、全ての市民が「海老名市民」であることに誇りを持っています。 ② 大型商業施設と商店街が共存共栄し、地域経済が活性化され、にぎわいを創出しています。 ③ 優良な企業の新規立地と市内企業の再投資が活発に行われることで、雇用を創出し、地域経済が活性化され、持続的に発展しています。 ④ 勤労者福祉の向上が推進され、雇用が安定しています。 ⑤ 各種団体等と連携し、市内商工業の活性化が図られています。
<p>今後の方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①②海老名の魅力を効果的に活用し、集客力を向上させることで、市内経済の持続的発展とさらなる魅力の向上に努めます。 ① にぎわい振興を通じて、地元の魅力を再発見し、海老名市民であることの誇りにつなげます。 ② 大型商業施設と商店街がそれぞれの特色を活かし、ともに発展することで、地域経済が活性化し、にぎわいが創出されるよう必要な支援を行います。 ③ 海老名の地理的特徴や交通の利便性等を強みとした誘致活動を展開し、優良企業の新規立地に取り組みます。 ③ 市内企業の事業拡大を応援するとともに、生産性の向上に資する投資やビジネス機会の創出等に対して支援を行います。 ②③市内の優良な店舗、事業所、従業員、優れた技能者の功績を讃えることに ④ より、商工業の振興と発展、技能水準の向上を図ります。 ④ 勤労者福祉の向上を推進し、雇用の促進・安定を図ります。 ⑤ 各種団体等と連携し、本市の産業振興と持続的発展に向けて、多角的なアプローチに努めます。
<p>関連する主な個別計画等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・商工業振興プラン 2020 ・えびな元気にぎわい振興計画
<p>関連するSDGs</p>	

(『えびな未来創造プラン 2020』より抜粋)

3 計画期間

本プランは未来創造プランの個別計画であること、また、商工業の振興に係る様々な施策を展開し、個々の事業に取り組む中でその効果が具現化するまでの期間等を総合的に考慮した結果、計画期間を10年間に設定することとしました。なお、社会経済情勢の変化に伴い、計画策定時には予期せぬ事象が発生した場合等においては、事業の追加など、計画を適宜、見直すことができるものとします。

4 前プランの評価結果への対応

本プランの策定にあたっては、これまで推進してきた前プランの評価を十分に行うことから始め、令和元（2019）年12月にその結果を報告書として取りまとめました。

総括では限りある財源と時間を、真に必要な施策・事業に集中投下すべき等の評価に至り、海老名商工会議所に実施を依頼した外部評価では、「市内企業に好評の事業や、経営力向上・強化に繋がる事業が実施され、商工業の活性化に寄与した」との評価を得た一方で、今後は「人口減少や少子高齢化に伴う後継者問題や人手不足問題等の対策を含め、より具体的な計画が必要」との意見をいただきました。

前プランの評価結果とその対応策は以下のとおりです。

《総括の要点とその対応策》

次期商工業振興計画に位置付ける施策及び事業 ～選択と集中～

・限りある財源と時間を、真に重要な施策・事業に集中投下すべき。

⇒ 趣旨や特性を勘案しながら、必要に応じて施策や事業の統合を行うとともに、商工業の振興に対する貢献度や優先順位が低いとの評価に至ったものについてはスクラップを実施しました。その結果、前プランには35施策73事業を掲げてきましたが、本プランでは13施策59事業にまで集約しました。また、本プランでは特に優先的に取り組むべき事業を「重点事業」として位置付けました。限りある財源と時間を意識し、真に必要な施策・事業から順に、集中的に取り組めます。

常に先を見据えた行政

・今後はこれまで以上にスピードと変化に富んだ時代の到来が予想されることから、将来を見据えた施策・事業を配置すべき。

⇒ 本プランに掲げた全ての施策・事業は、現状を分析し、将来を見据えて配置しました。中でも重点事業に位置付けた3（トリプル）アクションは課題や問題が顕在化する前に手を打つことを意識してピックアップしています。今後も、社会経済情勢と商工業者を取り巻く状況に、常にアンテナを張りながら本プランを推進していきます。

・予期せぬ事象が発生した場合には策定した計画を見直せる柔軟性も必要。

⇒ 本プランの計画期間中、計画策定時には予期せぬ事象が発生した場合等においては計画を適宜、見直すことができるものとしました。

商工業者や関係機関と“共に歩む”計画の策定・推進

- プランの策定、推進にあたっては市の独善とならないよう、地域の商工業者の声に耳を傾け、ニーズを的確に把握し、関係機関と連携しながら取り組むことが重要。
 - ⇒ 広い視野を持ち、関係機関と連携しながら商工業の振興に取り組めるよう、未来創造プランのめざす姿の中にも「各種団体と連携し、市内商工業の活性化が図られています」（めざす姿5）を掲げ、その実現のための施策及び事業を配置しました。また、第4章では本プランの推進体制として企業・事業者、経済団体、市民・各種団体、行政の役割を明らかにし、それぞれがその役割を果たすとともに、相互に連携しながら商工業の振興に取り組むことを明記しました。

《外部評価の要点とその対応策》

- 今後、ますますの進展が予想される人口減少・少子高齢化を見据え、後継者問題や人手不足問題等の対策を含めた、より具体的なプランの策定・施行が必要であり、市と商工会議所がこれまで以上に連携を強化してこれらの事業を実施すべき。
 - ⇒ 第3章の冒頭では人口減少・少子高齢化、デジタル化、グローバル化の進展等を意識した主な取り組みを重点事業「商工業振興プラン2020-3（トリプル）アクション」として位置付けました。これらの事業を含む本プラン掲載事業の推進にあたっては、市内で最大かつ唯一の総合経済団体である海老名商工会議所をはじめ、各関係機関との連携をさらに強化し、さらなる商工業の振興に取り組めます。
- 時代の変化に即したプランとなるよう、短期スパンでの見直しやチェックを実施することも必要。
 - ⇒ 第4章に「進行管理・評価」に関する項目を設け、今後の進行管理と評価方法について整理しました。短期的には1事業年度ごとに事業評価を実施するとともに、中長期的には5事業年度目で中期評価を、最終事業年度には総括評価を実施することとしました。

第2章

海老名市の商工業

本章では本市の特性を都市資源とまちづくりの展望の視点から確認するとともに、様々な統計データをもとに本市の現状を分析し、今後の社会経済情勢を見据えながら商工業を取り巻く課題を抽出します。

1 海老名市の特性

(1) 都市資源

① 良好な自然環境と住環境

本市は市域の中央部に穀倉地帯が広がり、西側には相模川が流れ、東部の丘陵地帯には山林が点在しており、自然環境に恵まれています。一方、高度経済成長期には宅地開発が進み、近年は海老名駅周辺に高層マンションが建設されるなど中心市街地が形成され、都市と自然の両側面をバランスよく備えた都市として成長しています。

② 交通の結節点

本市はJR相模線、小田急小田原線、相模鉄道本線の鉄道3線を擁し、市内には7箇所に9つの駅があり、都心まで約40分、横浜まで約30分、県内各地とはおよそ1時間圏内の位置にあります。

また、市域を東西に横断する東名高速道路や国道246号、新東名高速道路に加え、南北に縦断する圏央道（さがみ縦貫道路）などの広域幹線ネットワークが整備され、道路交通網の利便性はますます高まっています。

③ 研究機関の立地

本市には大学などの高等教育機関はありませんが、周辺市には数多く立地し、本市とは身近な距離にあります。研究機関については、市内に（地独）神奈川県立産業技術総合研究所（KISTECJ）があり、県内企業の技術開発を支援しています。また、民間の研究機関が本市をはじめ周辺市にも多数集積しており、こうした環境は産業振興を推進する上での好条件となります。

(2) まちづくりの展望

① 中心市街地の整備

鉄道の結節点である海老名駅の東口地区には、大型商業・業務施設、官公庁施設、公共施設、高層住宅等が立地し、本市の中心市街地として形成されてきました。また、ターミナル機能を有する海老名駅は人・ものが集まる都市交流拠点としてのポテンシャルを活かすため、西口地区と駅間地区の市街地整備を進めてきました。平成27（2015）年には西口地区で行われてきた土地区画整理事業と海老名駅東西自由通路が完成し、東西一体のまちづくりが大きく進展しました。引き続き、駅間地区を中心に民間の建築事業が行われており、さらなるにぎわいの創出が期待されます。

交通アクセスに恵まれた広域拠点市街地として、海老名駅周辺は首都圏を代表する“選ばれるまち”になっています。

② 広域アクセス交通の進展

本市を起点とする相模鉄道本線は令和元（2019）年11月にJR東日本東海道貨物線・横須賀線への乗り入れを開始し、令和4（2022）年度中には東急東横線との相互直通運

転が予定されています。これにより、東海道新幹線新横浜駅とも直結し、新幹線利用が容易になるとともに、東京方面へのアクセスの選択肢が増え、新宿や渋谷以遠との結びつきが強化されます。今後もJR相模線橋本駅にリニア中央新幹線が開通するなど、東海道新幹線以外にも西日本へのアクセス手段が増え、本市の鉄道利便性はますます高まることとなります。

道路交通では、市域を南北に縦断する都市計画道路・下今泉門沢橋線のJR相模線と県道40号の通過について、県による整備事業が進められています。また、市でもJR相模線と相鉄厚木線（貨物線）の線路をアンダーパス構造で横断する道路を建設しており、これらの事業が完了することで南北を縦断する道路交通のアクセスが飛躍的に改善します。

さらに、隣接する綾瀬市においては東名高速道路のスマートインターチェンジの設置工事が進められています。これが完成し、供用が開始されると、本市においてもより容易に高規格道路を利用することができるようになります。

このように、産業の立地に欠かせない鉄道及び道路交通の基盤整備が進められ、広域アクセス交通のさらなる進展が見込まれます。

③ 産業集積の誘導

本市の土地利用は、市域の中央部に広がる農地を囲むように、東の丘陵地と西の相模川沿いの平坦地に住宅を中心とした市街地が形成されています。また、近年は市の中心である海老名駅周辺に大型商業・業務施設などが立地し、集客機能を高めています。

一方、高度経済成長期を通じて進出した中小の工場は市内各所に立地しており、大規模な工場等については、住環境、操業環境の保全上の配慮から市域の縁辺部に立地しています。

近年は、圏央道（さがみ縦貫道路）やそれにアクセスする都市計画道路等の整備により、インターチェンジ周辺や幹線道路沿いの農地での無秩序な開発の進行が危惧されています。そこで、産業立地の受け皿を確保し、計画的に市街地を整備するために、本郷門沢橋地区と海老名運動公園周辺地区を新たな工業用地として市街化調整区域から市街化区域に編入しました。しかし、交通の利便性と大消費地に近いことなどが物流系を中心とした企業の注目を集め、立地を希望する企業が後を絶たない状況です。依然として工業系用地が不足していることから、引き続き、新たな工業系用地の創出が求められます。

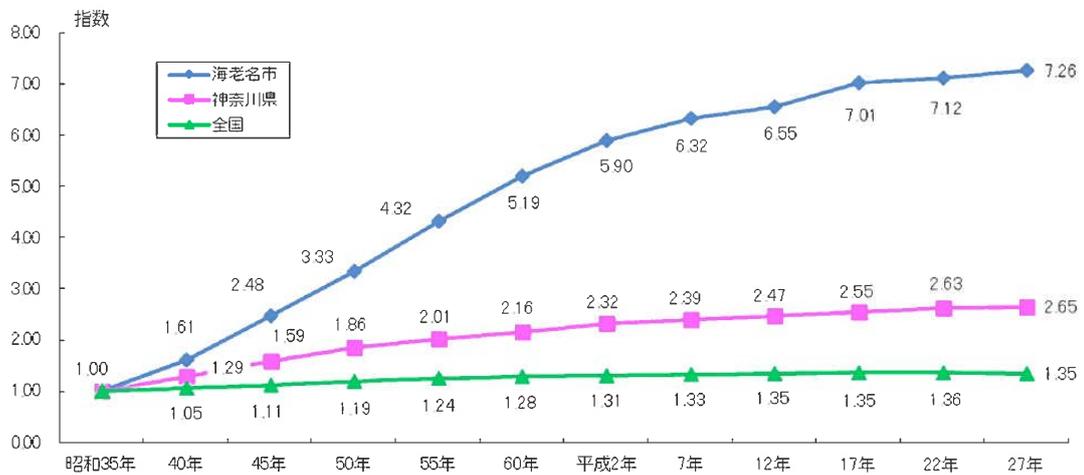
2 商工業を取り巻く現状

(1) 人口

① 人口の伸び率

- ・5年に1度実施される国勢調査の結果によると、本市の人口増加率は高度経済成長期の昭和40年代から国や県の増加率を上回り、平成27(2015)年には昭和35(1960)年当時の7倍以上に増加している。
- ・近年は緩やかな増加傾向にあり、今後は令和3年に約135,800人まで増加し続けるが、その後は緩やかな減少へと転じることが推計される。(『えびな未来創造プラン2020』より)
- ・本市の人口は令和元(2019)年12月1日現在133,914人。

図一 人口伸び率の比較



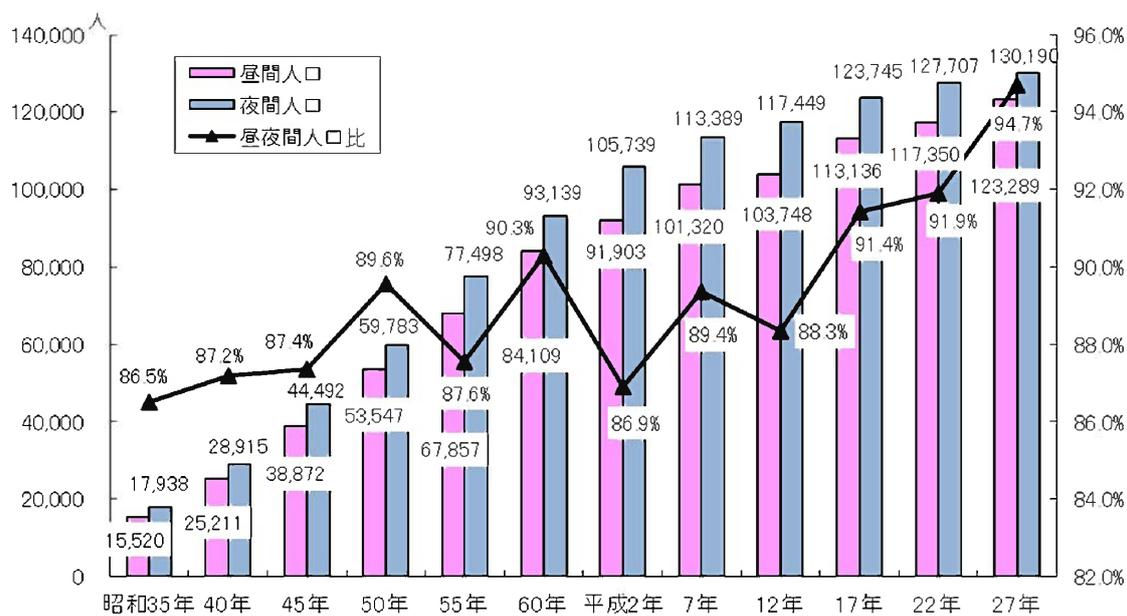
注) 昭和35年の人口を1とした場合の伸び率

資料: 国勢調査

② 昼夜間人口比

- ・昼間人口、夜間人口ともに増加傾向。
- ・昼夜間人口比の推移は昼間人口と夜間人口の増加率の関係によるものであり、夜間人口の増加率が昼間人口の増加率を上回る年には昼夜間人口比が下がっている。
- ・本市の昼夜間人口比は昭和50(1975)年まで上昇していたが、昭和55(1980)年以降は昇降を繰り返し、平成12(2000)年からは再度、上昇傾向となっている。

図一 2 昼夜間人口比の推移



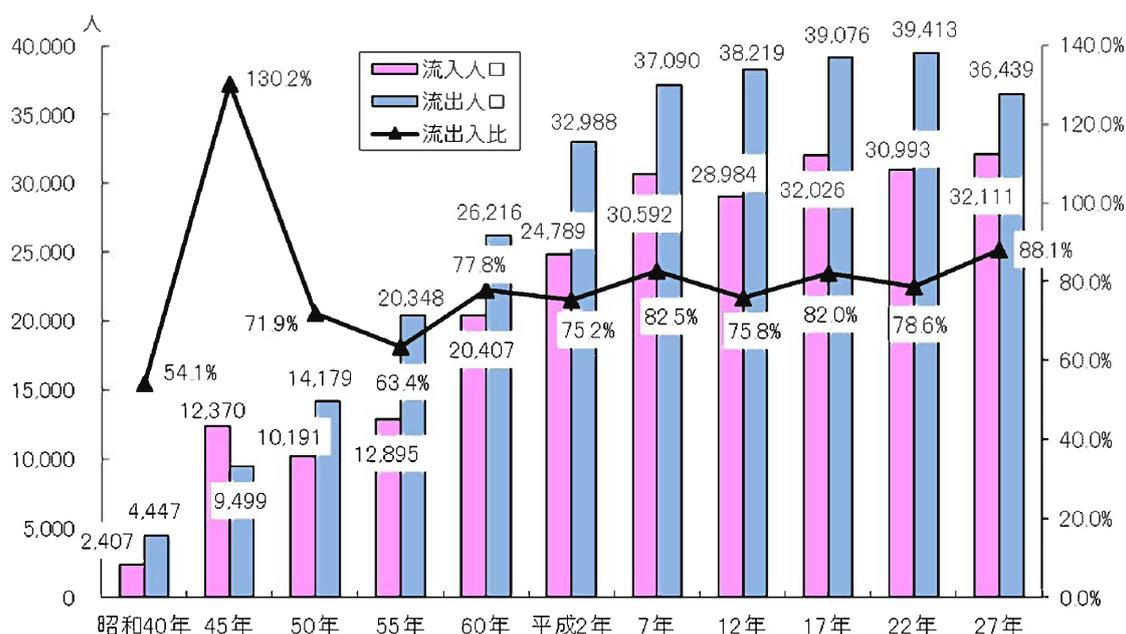
注) 昼夜間人口比=市内昼間人口/夜間人口

資料: 国勢調査

③ 通勤・通学人口

- ・通勤、通学とも流出人口が流入人口を上回って推移している。
- ・通勤人口では昭和 45 (1970) 年に流入超過があったが、その後は流出人口が着実に増加し、流出入比が 80%前後で推移している。
- ・通学人口の流出入比は概ね 40%以下と低く、平成 2 年以降は流出人口が流入人口の約 3 倍で推移している。

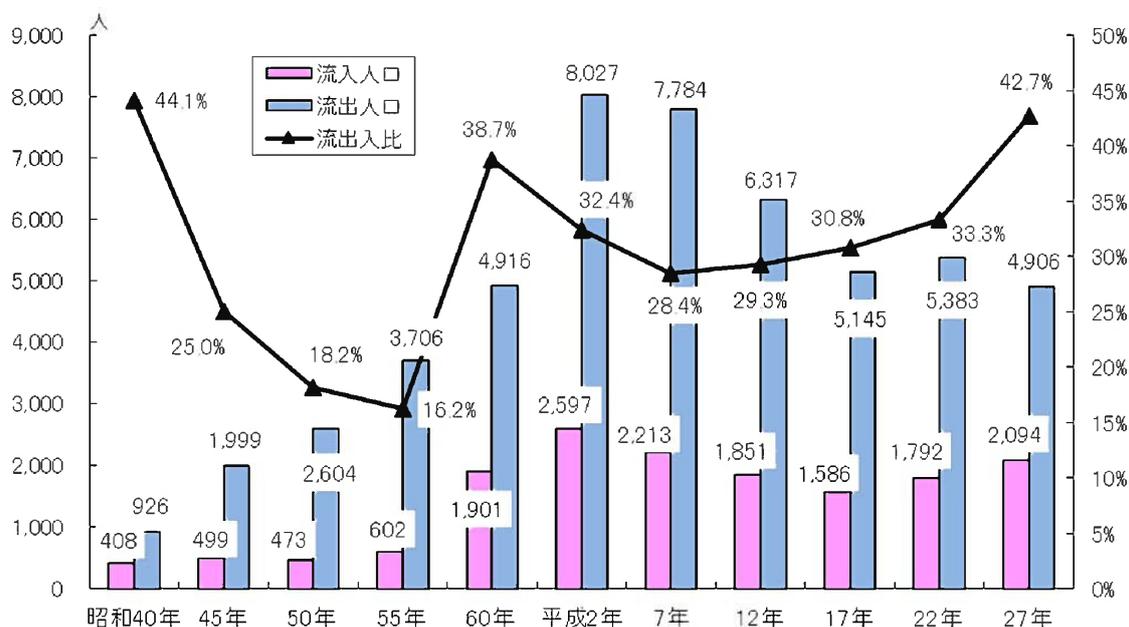
図一 3 通勤人口の推移



注) 流出入比=流入人口/流出人口

資料: 国勢調査

図-4 通学人口の推移



注) 流出入比=流入人口/流出人口

資料: 国勢調査

(2) 都市計画

- ・本市の市街化区域は市域面積の約半分を占め、そのうち4割近くは住居系が占めている。
- ・産業系の用途地域をみると、商業系が全体の2.8%であり、そのうち商業地域は海老名駅東側及び西側の地区、近隣商業地域は柏ヶ谷・東柏ヶ谷、河原口・中新田、国分地区の県道沿いに指定されている。

表-1 用途地域の構成(平成31年3月)

		面積(ha)	構成比(%)
市街化区域		1,440	54.2
用途地域別	商業地域	45	1.7
	近隣商業地域	28	1.1
	商業地計	73	2.8
	準工業地域	166	6.2
	工業地域	143	5.4
	工業専用地域	62	2.3
	工業地計	371	13.9
	産業系合計	444	16.7
	(参考)住居系	996	37.6
市街化調整区域		1,219	45.8
都市計画区域		2,659	100.0

資料: 都市計画課

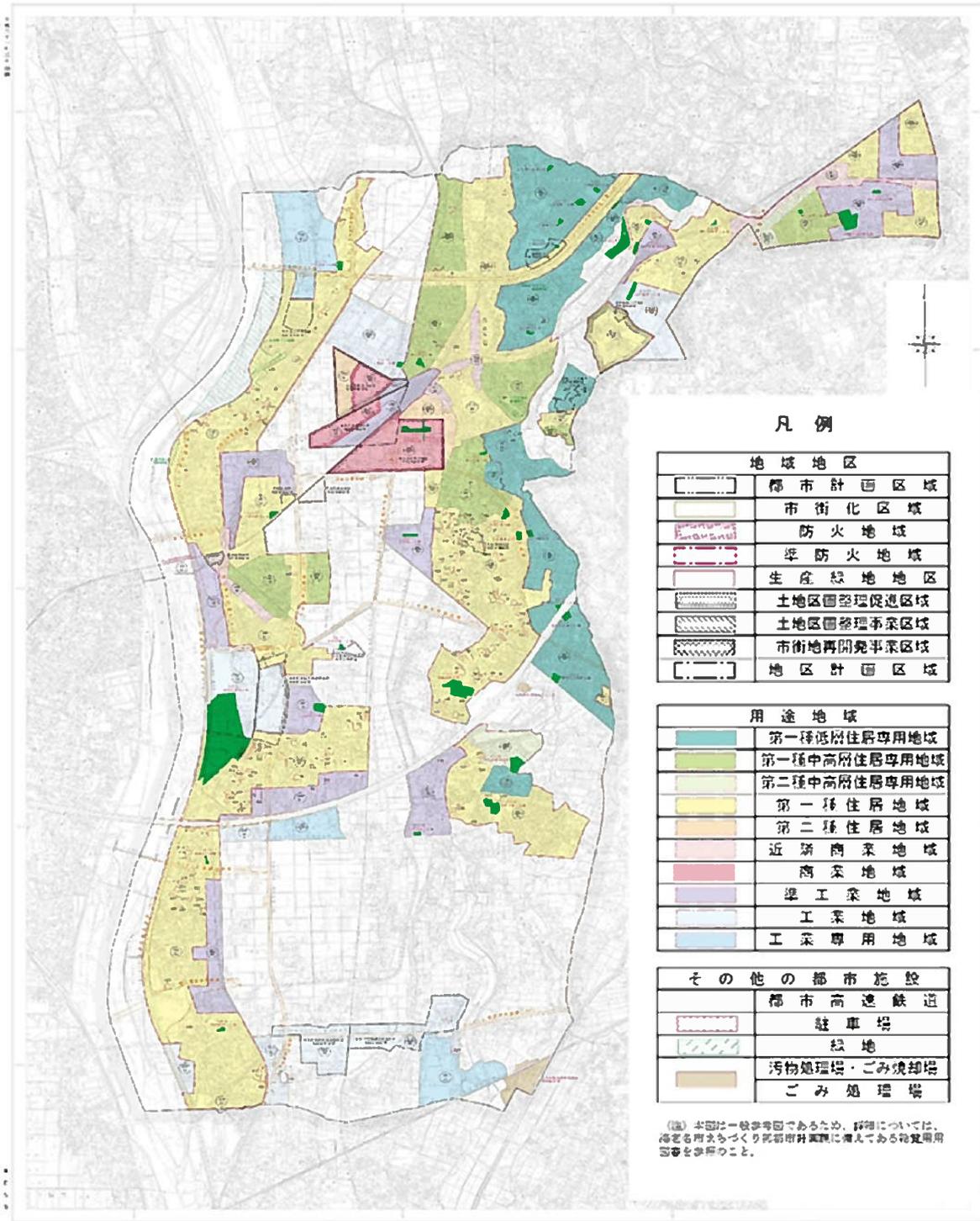
- ・一方、工業系は商業系の約5倍の面積が指定されているが、準工業地域や工業地域には住宅等と混在しているところもあり、必ずしも工業の操業環境が確保されているとは言えない状況にある。
- ・本市の工業系用途が行政区域面積に占める割合は約14%であり、これは綾瀬市と同水準である。
- ・また、本市の工業系用途が市街化区域面積に占める割合は26%弱であり、座間市を除く近隣市町に比べて低い状況にある。
- ・本市には工業系の空き用地が少ないことから、新たな工業系用地の創出に向けた適地の選定や事業手法・事業主体について検討を進める必要がある。

表一 2 工業系用途面積の割合（平成30年4月1日 単位：ha）

都市名	行政区域面積	市街化区域面積	準工業地域	工業地域	工業専用地域	合計	行政面積に占める割合	市街化区域面積に占める割合
海老名市	2,659	1,440	166	143	62	371	14.0%	25.8%
厚木市	9,384	3,173	510	353	190	1,053	11.2%	33.2%
座間市	1,757	1,253	75	125	83	283	16.1%	22.6%
綾瀬市	2,214	1,028	94	71	145	310	14.0%	30.2%
寒川町	1,334	698	110	75	103	288	21.6%	41.3%

資料：神奈川県ホームページ

図-5 海老名市都市計画図



(3) 法人市民税

① 資本金（出資額）別法人

- ・法人市民税対象の法人の総数は、平成 20（2008）年度まで増加傾向にあり、その後、平成 25（2013）年度まで減少傾向にあったが、平成 26（2014）年度からは再び増加に転じた。
- ・区分別にみても、法人市民税対象の法人の総数と同様の傾向を示しており、8号法人を除き、令和元年度は平成 17（2005）年度に比べ、各区分とも増加している。

表一 3 法人市民税資本金別法人数

年度 区分	17	18	19	20	21	22	23	24
1号法人	1,831	1,831	1,852	1,874	1,871	1,855	1,840	1,829
2号法人	26	27	28	22	25	23	20	21
3号法人	416	415	409	415	409	403	410	398
4号法人	42	42	37	36	35	31	28	32
5号法人	157	152	152	159	163	154	153	156
6号法人	16	16	17	21	20	18	14	11
7号法人	167	171	179	184	181	187	187	186
8号法人	14	13	14	16	12	12	11	9
9号法人	30	33	32	35	38	36	34	33
合計	2,699	2,700	2,720	2,762	2,754	2,719	2,697	2,675

年度 区分	25	26	27	28	29	30	元
1号法人	1,838	1,875	1,890	1,983	2,017	2,046	2,069
2号法人	21	22	21	30	30	31	29
3号法人	396	394	399	427	477	520	525
4号法人	29	33	32	37	44	42	44
5号法人	138	155	157	195	209	227	232
6号法人	16	18	18	21	25	26	26
7号法人	176	193	203	224	253	253	247
8号法人	9	10	9	11	11	11	8
9号法人	34	33	34	34	33	39	37
合計	2,657	2,733	2,763	2,962	3,099	3,195	3,217

区分	資本金等の額と海老名市内事務所等の従業者数	税率(年額)
1号法人	資本金等の金額が1千万円以下である法人で、従業者数の合計が50人以下であるもの	50,000円
2号法人	資本金等の金額が1千万円以下である法人で、従業者数の合計が50人を超えるもの	120,000円
3号法人	資本金等の金額が1千万円を超え1億円以下である法人で、従業者数の合計が50人以下であるもの	130,000円
4号法人	資本金等の金額が1千万円を超え1億円以下である法人で、従業者数の合計が50人を超えるもの	150,000円
5号法人	資本金等の金額が1億円を超え10億円以下である法人で、従業者数の合計が50人以下であるもの	160,000円
6号法人	資本金等の金額が1億円を超え10億円以下である法人で、従業者数の合計が50人を超えるもの	400,000円
7号法人	資本金等の金額が10億円を超える法人で、従業者数の合計が50人以下であるもの	410,000円
8号法人	資本金等の金額が10億円を超え50億円以下である法人で、従業者数の合計が50人を超えるもの	1,750,000円
9号法人	資本金等の金額が50億円を超える法人で、従業者数の合計が50人を超えるもの	3,000,000円

資料：市税概要

② 決算額

- ・本市の法人市民税の決算額をみると、平成 12（2000）年度を下限に増額傾向となり、平成 19（2007）年度にはこの 20 年間で最も高い水準となった。
- ・しかし、米国に端を発した世界同時不況に見舞われ、平成 20（2008）年度決算では対前年度比おおよそ 3 割減、平成 21（2009）年度決算では対前年度比おおよそ 4 割減となった。
- ・近年では平成 23（2011）年度に平成 12（2000）年度と同程度の低い水準となったが、その後は増額傾向が続いている。

表－4 法人市民税決算額の推移

	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成15年度
決算額	1,380,893	1,230,212	1,791,370	1,360,928	1,507,156	1,867,712	1,507,156
指数	100.0%	89.1%	129.7%	98.6%	109.1%	135.3%	109.1%

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
決算額	2,041,434	2,591,376	2,988,016	2,194,260	1,255,378	1,489,857	1,236,168
指数	147.8%	187.7%	216.4%	158.9%	90.9%	107.9%	89.5%

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
決算額	1,505,677	1,413,532	1,572,268	1,547,207	1,585,539	1,693,268	1,832,435
指数	109.0%	102.4%	113.9%	112.0%	114.8%	122.6%	132.7%

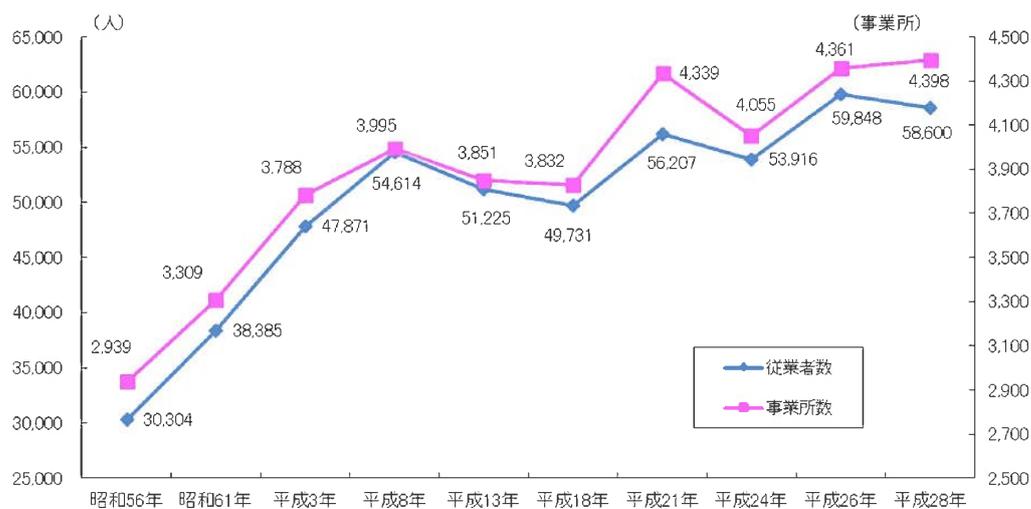
注) 上表における指数は、平成 11 年度を 100 として比較した数値。

資料：企画財政課

(4) 事業所数及び従業者数

- ・本市の事業所数、従業者数は増減を繰り返しながらも、概ね増加傾向にある。
- ・平成 28（2016）年度の事業所数は高水準であった平成 21（2009）年、26（2014）年を上回り、昭和 56（1981）年以降最多となっている。
- ・平成 26（2014）年までは、事業所数が増加した年は従業者数も増加し、事業所数が減少した年は従業者数も減少するといったように、事業所数、従業者数の増減は比例関係にありましたが、平成 28（2016）年には事業所数が増加した一方で従業者数は減少し、昭和 56（1981）年以降、初めて反比例の傾向を示した。

図一六 事業所数及び従業者数の推移



資料：事業所・企業統計調査

(5) 産業別事業所数及び従業者数

- ・平成 8（1996）年と平成 18（2006）年の 10 年間の推移をみると、第 1 次、第 2 次産業とも事業所数、従業者数が大幅に減少し、第 3 次産業では従業者数が増加している。
- ・一方、平成 8（1996）年と平成 28（2016）年の 20 年間の推移をみると、第 1 次産業は事業所数、従業者数ともに増加に転じているものの、依然として低い値となっている。
- ・第 2 次産業は、平成 8（1996）年から平成 18（2006）年の間に 151 事業所が減少し、従業者は 12,364 人も減少し、半数以下になった。平成 28（2016）年には事業所数、従業者数ともに増加に転じたが、平成 8 年に比べて 80 の事業所が減少し、従業者は 11,666 人減少したことから、本市の雇用に大きな影響を与えている。
- ・第 2 次産業のうち、建設業は平成 8（1996）年から平成 18（2006）年にかけては事業所数、従業者数ともに大幅に減少したものの、平成 28（2016）年には平成 8（1996）年と同水準にまで回復している。
- ・第 3 次産業では、平成 18（2006）年に卸・小売業・飲食店や金融・保険業で事業所数が大きく減少しているものの、平成 28（2016）年には増加に転じており、卸・小売業・飲食店の事業所数、従業者数は平成 8（1996）年を上回った。
- ・また、第 3 次産業の平成 28（2016）年の従業者数は対平成 8（1996）年比約 50% 増加となっている。

表－５ 産業別事業所数及び従業者数

	平成8年		平成18年		平成18年/平成8年	
	事業所数	従業者数(人)	事業所数	従業者数(人)	事業所(%)	従業者(%)
第1次産業	6	40	5	27	△ 16.7	△ 32.5
農林漁業	6	40	5	27	△ 16.7	△ 32.5
第2次産業	724	23,149	573	10,785	△ 20.9	△ 53.4
鉱業	2	200	-	-	皆減	皆減
建設業	393	3,282	329	2,419	△ 16.3	△ 26.3
製造業	329	19,667	244	8,366	△ 25.8	△ 57.5
第3次産業	3,265	31,425	3,254	38,919	△ 0.3	23.8
熱供給・水道業	4	106	4	103	0.0	△ 2.8
運輸・通信業	147	3,976	146	4,596	△ 0.7	15.6
卸・小売業・飲食店	1,571	13,814	1,453	14,225	△ 7.5	3.0
金融・保険業	58	784	44	795	△ 24.1	1.4
不動産業	410	958	455	948	11.0	△ 1.0
サービス業	1,061	11,161	1,139	17,435	7.4	56.2
分類されないもの	14	626	13	817	△ 7.1	30.5
総数	3,995	54,614	3,832	49,731	△ 4.1	△ 8.9

	平成8年		平成28年		平成28年/平成8年	
	事業所数	従業者数(人)	事業所数	従業者数(人)	事業所(%)	従業者(%)
第1次産業	6	40	10	49	66.7	22.5
農林漁業	6	40	10	49	66.7	22.5
第2次産業	724	23,149	644	11,483	△ 11.0	△ 50.4
鉱業	2	200	0	0	皆減	皆減
建設業	393	3,282	397	2,277	1.0	△ 30.6
製造業	329	19,667	247	9,206	△ 24.9	△ 53.2
第3次産業	3,265	31,425	3,744	47,068	14.7	49.8
熱供給・水道業	4	106	1	4	△ 75.0	△ 96.2
運輸・通信業	147	3,976	204	5,360	38.8	34.8
卸・小売業・飲食店	1,571	13,814	1,663	19,051	5.9	37.9
金融・保険業	58	784	55	1,135	△ 5.2	44.8
不動産業	410	958	472	1,260	15.1	31.5
サービス業	1,061	11,161	1,349	20,258	27.1	81.5
分類されないもの	14	626	0	0	皆減	皆減
総数	3,995	54,614	4,398	58,600	10.1	7.3

資料：事業所・企業統計調査

注) 上表におけるサービス業は、旅行、理・美容、娯楽、自動車整備、法務・税務、レンタル・リース、学習塾、クリーニング、医療、福祉、委託、宿泊、廃棄物処理等サービスをいう。

(6) 開業率及び廃業率

- ・平成 28 (2016) 年調査による本市の開業率は、事業所、従業者ともに神奈川県、県央地域に比べて高い状況にある。
- ・特に事業所の開業率は神奈川県、県央地域に比べて圧倒的に高く、土地区画整理事業の完了に伴い海老名駅西口に立地した店舗や事業所の影響を反映している。
- ・一方、廃業率は、事業所においては神奈川県、県央地域より高く、従業者は両者より低い状況にある。

表－６ 開業率・廃業率の比較 (平成 28 年)

	開業率		廃業率	
	事業所	従業者	事業所	従業者
神奈川県	10.5%	11.0%	15.9%	12.6%
県央地域	15.4%	10.5%	15.0%	10.8%
海老名市	85.2%	14.9%	16.7%	10.5%

注) 開業率は、平成 28 年の新設事業所 (新設事業所従業者) / 前回調査 (平成 26 年) の総事業所 (事業所従業者)
 廃業率は、平成 28 年の廃業事業所 (廃業事業所従業者) / 前回調査 (平成 26 年) の総事業所 (事業所従業者)
 県央地域は海老名市、座間市、綾瀬市、厚木市、相模原市、大和市、愛川町、清川村

(7) 工業

① 製造業の事業所数及び従業者数

- ・本市の製造業の事業所数は減少傾向にあり、平成 13 (2001) 年 (172 事業所) から平成 28 (2016) 年 (124 事業所) にかけて、27.9%減少している。
- ・従業者数は、平成 26 (2014) 年 (6,563 人) から平成 28 (2016) 年 (6,755 人) にかけて増加に転じたものの、平成 13 (2001) 年 (11,225 人) と比較すると 39.8%減少している。
- ・これは企業経営強化対策としてグループ企業の合併や組織再編に伴う業態変更、再配置などの影響によるものと考えられる。

図-7 製造業の事業所数及び従業者数の推移

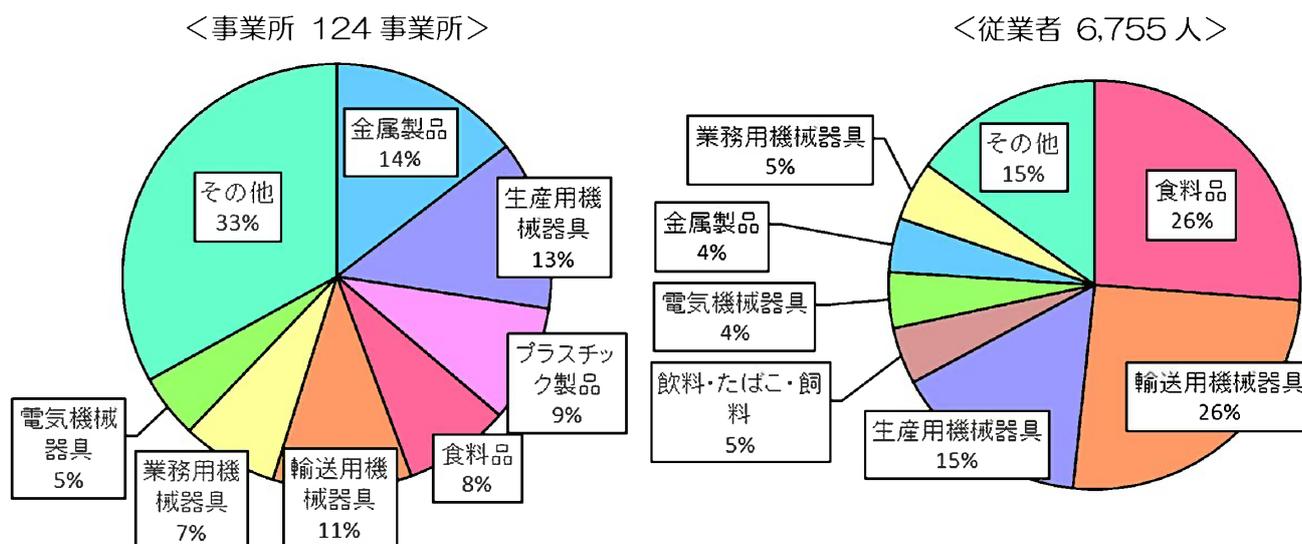


資料：工業統計調査

② 製造業の業種別構成

- ・本市の製造業を業種別事業所数の割合で見ると、金属製品が 14%で、次いで生産用機械器具が 13%、輸送用機械器具が 11%、プラスチック製品が 9%の順になっている。
- ・従業者数の割合では食料品と輸送用機械器具がそれぞれ 26%となっており、上位 2 業種で半数以上を占めている。

図一八 産業（中分類）別事業所数・従業者数（平成29年）



資料：工業統計調査

③ 製造業の近隣都市比較

- ・近隣市町の製造業をみると、本市の事業所数は寒川町に次いで少なく、従業者数は最も少ない状況にある。

表一七 近隣都市の製造業事業所数、従業者数、製造品出荷額等（平成30年）

近隣都市名	事業所数	従業者数(人)	製造品出荷額等(万円)
海老名市	125	6,231	30,448,400
座間市	132	8,170	24,473,401
綾瀬市	359	11,071	35,509,064
厚木市	319	19,292	60,352,244
相模原市	894	38,422	137,734,016
大和市	199	8,901	30,815,858
愛川町	152	6,810	27,059,493
寒川町	120	7,457	41,169,545

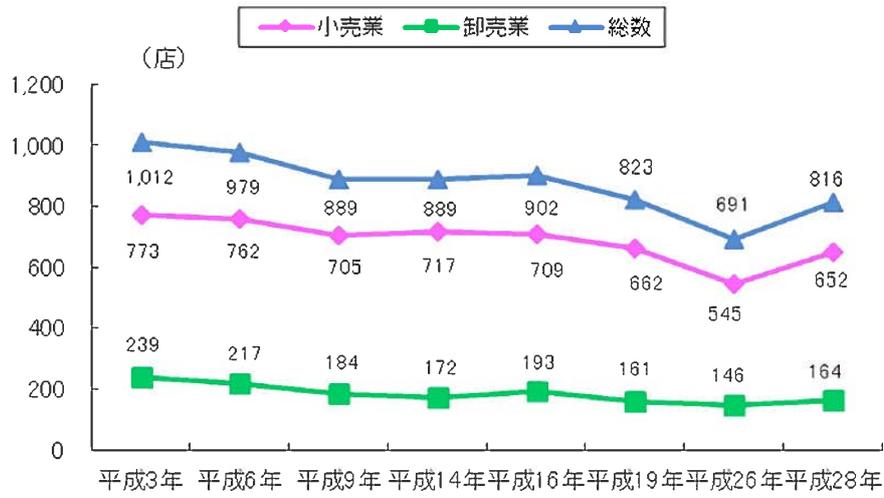
資料：工業統計表

(8) 商業

① 商店数及び従業者数

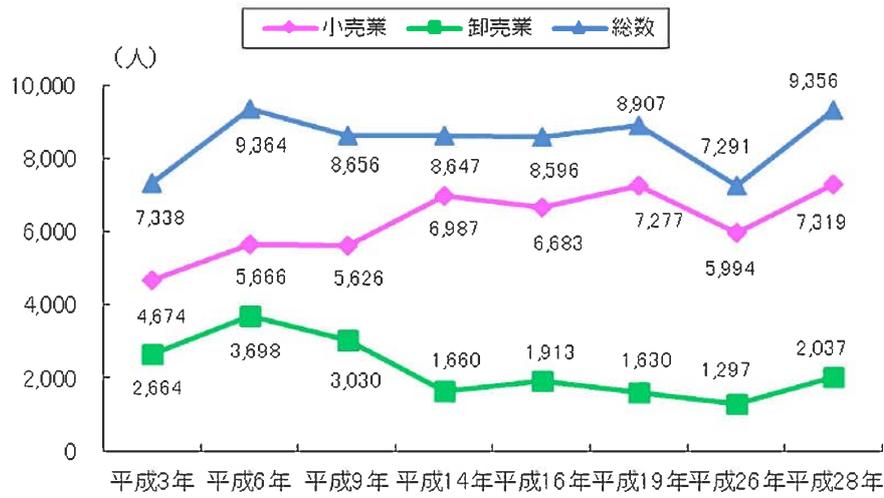
- ・本市の卸・小売業の商店数は減少傾向にあったが、平成26(2014)年から平成28(2016)年にかけてはいずれも増加に転じた。
- ・従業者数は、卸売業で平成6(1994)年にピークを迎え、その後、減少傾向にあったが、平成28(2016)年には大幅な回復が見られた。小売業は平成19(2007)年まで増加傾向にあり、平成26(2014)年には大きく減少したものの、平成28(2016)年には増加に転じ、平成3(1991)年以降最多となった。

図一〇 商店数の推移（卸売業・小売業）



資料：商業統計調査

図一〇 従業者数の推移（卸売業・小売業）



資料：商業統計調査

② 小売店の規模

- ・本市の1店舗当たりの従業者数は近隣市の中で最も多く、1店舗当たりの売り場面積も近隣市の中で最も広く、大型小売店が集積していることを反映している。

表一八 近隣都市の小売業規模（平成28年）

都 市	小売店数	従業者数(人)	1店舗当たりの従業者数	売場面積(m ²)	1店舗当たりの売場面積(m ²)
海老名市	652	7,319	11.2人	158,550	243.2
座間市	438	4,588	10.5人	89,195	203.6
綾瀬市	277	2,963	10.7人	62,972	227.3
厚木市	1,177	11,927	10.1人	226,520	192.5
相模原市	2,910	33,782	11.6人	645,875	222.0
大和市	1,039	11,220	10.8人	248,907	239.6

資料：商業統計調査

③ 集客力

- ・本市における小売業の集客力を購買力指数で見ると、1.17 と本市の人口を上回り、市外からの流入が見られる。
- ・また、近隣市と比較しても最も高い値を示しており、消費者にとって魅力的な小売店が集積していることが分かる。

表一九 購買力指数（平成28年）

都市	年間商品販売額(百万円)	販売額構成比	人口(人)	人口構成比	購買力指数
海老名市	147,835	0.01664	130,604	0.01428	1.17
座間市	90,029	0.01013	128,808	0.01409	0.72
綾瀬市	66,579	0.00749	84,397	0.00923	0.81
厚木市	248,045	0.02792	225,609	0.02467	1.13
相模原市	663,700	0.07471	722,040	0.07895	0.95
大和市	228,659	0.02574	234,011	0.02559	1.01
県 計	8,883,704		9,144,992		

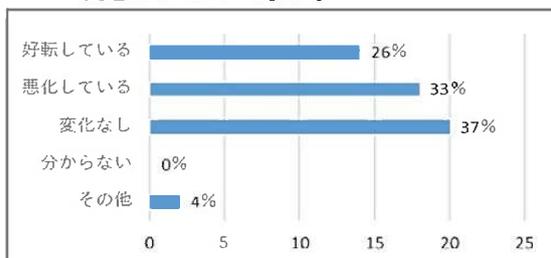
資料：商業統計調査

注)「購買力指数」は、小売業年間販売額の市区町村別構成比を市区町村別人口構成比で除した数値。購買力指数が、1.05以上を「購買力吸収地域」、0.95以上1.05未満を「独立商圏地域」、0.95未満を「購買力流出地域」と分類。本市は購買力吸収地域に分類される。

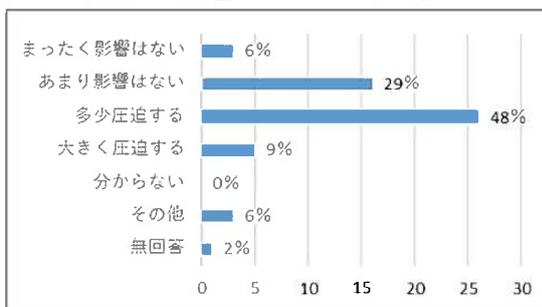
(9) 市内企業・事業者に対するアンケート

本プランの策定にあたっては、今後の商工行政の政策立案や市内企業への支援策等を検討するために、市内企業・事業者へのアンケートを実施しました。以下に、その結果の一部を抜粋して掲載します。

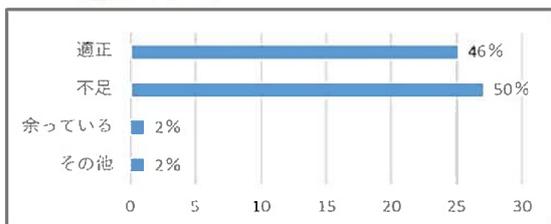
Q.1 過去1年間程度を振り返り、貴社の景況感はいかがですか。



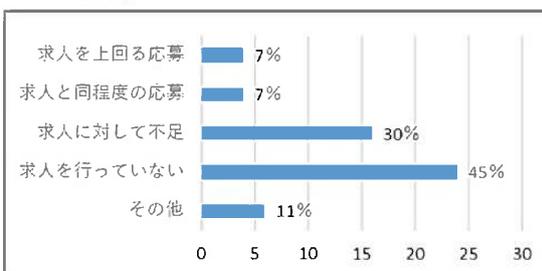
Q.2 近年の最低賃金の引き上げに伴う経営状況への影響はいかがですか。



Q.3 貴社が現在、雇用している従業員数は適正ですか。

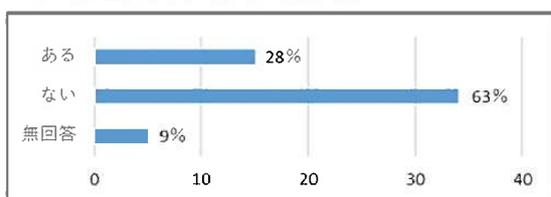


Q.4 求人募集に対する応募状況はいかがですか。

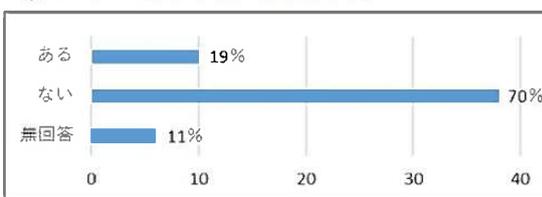


Q.5 外国人や障がい者の雇用について、以下の質問にお答えください。

① 外国人の今後の採用予定

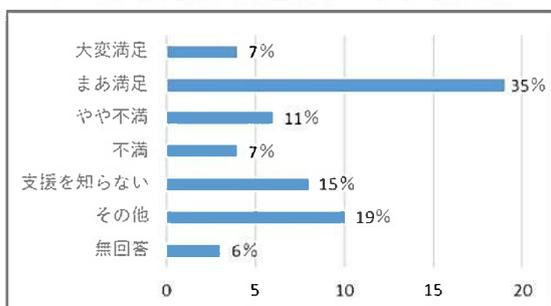


② 障がい者の今後の採用予定



Q.6 市や商工会議所の支援について、以下の質問にお答えください。

① 市や商工会議所が行っている市内企業に対する支援の満足度はいかがですか。



② 市や商工会議所への意見・要望（自由記述）

- ・地元中小企業の活性化に資する支援策の拡充を積極的に行ってほしい。
- ・企業のニーズに合った支援策を用意してほしい。
- ・工業用地の更なる拡充を要望する。

ほか

Q.7 ごみの減量化に向けて、市や商工会議所に求めることは何ですか。

- ・生ごみ処理機の導入費用に対する補助金
ほか

※本アンケートは令和元年10月に、海老名商工会議所の全会員（1,826件）を対象に実施し、回答のあった54件（回答率約3%）のデータを集計したものです。

(10) まとめ

項 目		現状のまとめ
人口	伸び率 (P.12)	令和元 (2019) 年 12 月 1 日現在の人口は 133,914 人。 近年は緩やかな増加傾向にあるが、近い将来には緩やかな減少へと 転じる見込み。
	昼夜間人口比 (P.12)	昼間人口、夜間人口ともに増加傾向にあり、近年は昼夜間人口比率 も上昇傾向。
	通勤・通学人口 (P.13)	通勤、通学とも流出人口が流入人口を上回って推移。 (流出人口>流入人口)
都市計画 (P.14)		市街化区域は市域面積の約半分を占める。 市街化区域の約 4 割は住居系の用途地域。 商業系の用途地域は市域の北半分に集約されている。 工業系の用途地域は商業系の約 5 倍の面積を有するが、住工混在地区あり。 近隣市町に比べ工業系用途が市街化区域面積に占める割合は低い。
法人市民税	資本金 (出資額) 別 法人 (P.17)	法人市民税対象の法人総数は増加傾向。
	決算額 (P.18)	不況により平成 20 年代前半は低水準であったが、その後は増額傾向 が継続。
事業所数及び従業者数 (P.18)		事業所数、従業者数ともに増加傾向。
産業別事業所数及び従業者数 (P.19)		第 1 次、第 2 次産業は事業所数、従業者数ともに低水準。 第 3 次産業は順調に成長を続け、特に従業者数は 20 年間で 1.5 倍 に増加。
開業率と廃業率 (P.20)		開業率は高水準。
工業	製造業の事業所数 及び従業者数 (P.21)	事業所数、従業者数ともに減少傾向。
	製造業の業種別構成 (P.21)	事業所数は多い順に金属製品、生産用機械器具、輸送用機械器具、 プラスチック製品となり上位 4 業種で約半数を占める。 従業者数は食料品と輸送用機械器具がそれぞれ 26% で、上位 2 業 種で半数以上を占める。
	製造業の近隣都市比較 (P.22)	事業所数、従業者数ともに少ない。
商業	商店数及び従業者数 (P.22)	商店数は減少傾向にあったが、平成 28 (2016) 年に大きく増加。 従業者数は増減を繰り返しながら総数では減少傾向にあったが、小 売業が順調に推移し平成 28 (2016) 年には回復。
	小売店の規模 (P.24)	近隣市に比べ、大型小売店が集積。
	集客力 (P.24)	近隣市に比べ、購買力指数が高値であり、消費者にとって魅力的な 小売店が集積。
市内企業・事業者アンケート (P.25)		市の支援に満足が伺える一方、支援内容を知らない企業等もある。

3 商工業の課題

(1) 人口減少・少子高齢化への対応

前述の「人口の伸び率」で示したとおり、本市の人口は昭和 40 年代に急激に増加し、その後も緩やかな増加傾向が続いています。しかし、令和 3（2021）年にピークを迎え、その後は緩やかな減少へと転じることが推計されています。また、全国の多くの自治体と同様に本市も少子高齢化がますます進展していくことが見込まれ、すでにその影響が様々な側面に表れ始めています。

こうした状況は労働力不足や事業承継問題を顕在化させ、商工業者のうち、特に中小企業者にとっては喫緊の課題となっており、その解決に向けて早期かつ適正に取り組まなければ、売り上げの減少や廃業に追い込まれることも考えられます。そのため、状況を見極めながら行政が可能な範囲で支援策を講じることが必要です。

(2) 労働生産性の向上

総人口が減少する中、少子高齢化によって生産年齢人口の減少は更に加速化しています。企業が少ない従業員数で、これまでと同様またはそれ以上の製品・サービスを供給するためには、従業員 1 人あたりの生産量を増やさなければなりません。就業時間の延長により、生産量を確保することもできますが、働き方改革が推進される昨今、従業員のワークライフバランスを適正に保つことも使用者側の責務となっています。長時間労働ではなく労働生産性の向上により労働力不足を解決する必要があります。

(3) 事業承継に向けた準備

経営者であれば、誰もがいつかは直面するのが事業承継問題です。事業の承継にあたっては、いつ、誰に、どのようにして、これまでの経験や技術に基づいた経営を引き継いでいくかを、先々を見据えながら時間的余裕をもって動き始めることが重要です。行政や商工会議所等の関係機関には各種セミナーの開催や専門家による相談窓口の設置など、経営者が事業承継を身近な問題として考えられる環境づくりが求められます。

(4) 地域間格差への対応

公共交通の結節点である海老名駅周辺には、商業施設や事業所が集積し、大規模な集合住宅が建ち並ぶことで、毎日多くの人でにぎわっています。一方、駅から離れると農地や樹林地の割合が増し、今もなお昔ながらの風景が広がっています。都市と自然の調和は、本市の大きな魅力であり、今後もまちづくりのコンセプトとして守るべき特徴の一つです。しかし、地域によっては人口減少・少子高齢化が進み、自立した経済活動が困難になることが懸念されます。先を見据え、こうした地域の住民と商工業者を結びつける新たな施策の検討が必要です。

(5) 商店街の活性化

本市の人口が急激に増加し始めた昭和 40 年代以降、地域住民にとって消費活動の中心

は身近な商店街でした。しかし、大型商業施設の進出や消費者ニーズの多様化、インターネットの普及等により、個店の利用者は激減し、平成時代以降、商店街や個店は存続の危機にさらされています。商店街や個店は、まちの元気を象徴する存在であることから、その利点を存分に引き出し、市内経済の活性化に結び付けられる施策を検討する必要があります。

(6) 大型商業施設の今後

前述の「小売店の規模」から見て取れるように、本市には1店舗当たりの売り場面積が広い大型小売店が多く立地しています。また、「集客力」からは市外からの流入が多いことが示され、消費者にとって魅力的な小売店が集積していることが分かります。しかし、インターネットの普及により、いつ、どこでも、短時間で、より安価に希望の商品を購入し、その商品を自宅で受け取ることができる時代となりました。また、消費者ニーズが多様化し、その移り変わりが早くなったことで店舗面積の概念がないオンラインショップ等が市場を拡大しています。今後は店舗の規模を問わず、“実店舗”の優位性を打ち出した商業振興にも着手する必要があります。

(7) 企業立地の促進

本市は鉄道3線を要し、市内には7箇所にも9つの駅があります。都心まで約40分、横浜まで約30分と公共交通の利便性が高いため、前述の「昼夜間人口比の推移」で示したとおり、昭和の時代から夜間人口が昼間人口を上回り、首都圏のベッドタウンとして位置づけられてきたことが分かります。その一方で、公共交通の利便性は本市に立地する企業にとっても好条件となり、顧客との商談や関係者との面会、人材確保などの点で有利にはたります。

また、市域を東西・南北に走る高規格道路と海老名インターチェンジの存在に加え、東京・横浜といった大消費地への距離感が製造や物流系の企業にとってのメリットとなり、本市は産業用地としても注目を集めています。

都市間競争が激化する昨今、企業誘致に対する各自治体の取り組みもその一つであり、恵まれた都市資源だけに甘えて、行政が的確な施策を展開しなければ、本市への立地を希望する企業を逃してしまうこととなります。本市の強みを積極的にPRし、立地に関して総合的に支援策を講じることで、この好機に優良企業を市内に誘導することが求められます。

さらに、前述の「都市計画」で示したとおり、本市は近隣市町に比べ、工業系用途が市街化区域面積に占める割合が低く、空き用地も少ないことから、新たな工業用地の創出に向けた取り組みも必要です。

(8) 住工混在の解消

前述の「都市計画」で示したとおり、工業系の用途地域は商業系の約5倍の面積が指定されているものの、準工業地域や工業地域には工場と住宅が混在する地区もあり、必ずし

も工業の操業環境が確保されているとは言えない状況にあります。本市が企業と地域住民の双方にとって快適なまちであるためには、住工混在の問題を根本的に解決することが必要です。こうした地区に立地する企業が、所縁のある本市で操業し続けるためには市内適地への再投資を後押しする施策が求められます。

(9) 時代の変化への適応

情報化やグローバル化の進展により商工業者を取り巻く環境は厳しさを増しています。キャッシュレス決済の普及や消費税率の引上げによるレジ端末や表示価格の変更など、社会経済情勢の変化に対して早急に適応しなければならない事例が発生することもあり、その都度、一定の投資を余儀なくされます。また、近年は地震や台風に起因する災害が頻発するようになり、従業員の安全確保はもとより、事業継続計画（BCP）策定の必要性が高まっています。さらに、温暖化や異常気象に起因して産業界による環境への配慮はもはや当然のこととなり、企業の社会的責任には厳しい目が向けられるようになっていきます。

商工業者がこうした課題を解決し、時代の変化に適応していくためには体力が必要であり、行政にはそれを支える施策が求められます。



第3章 商工業振興プラン

本章では第2章で明らかになった商工業を取り巻く課題を解決し、未来創造プランに掲げた商工業の振興における“めざす姿”を実現するために推進すべき施策・事業を体系に基づいて整理します。

1 重点事業

商工業振興プラン 2020 ^{トリプル}3アクション

本プランの計画期間中、商工業振興のために、特に優先して取り組むべき3つの事業を重点事業として位置づけ、「3（トリプル）アクション」と名付けました。これらの事業は市、商工業者、経済団体、関係機関等の本プランに関わる全てに人が共通認識を持った上で、お互いに連携し合いながら取り組む必要があることから、その内容を紹介します！

アクション1 市内中小企業の支援 ～がんばる中小企業を応援します！～

全国的に見ると、中小企業は全企業の99%以上、その従業者数は全体の約70%、付加価値創出額は全体の50%を占め、日本経済を支えているのは中小企業であるといっても過言ではありません。また、この傾向は本市においても同様であり、市内の中小企業は本市の経済や産業に大きな影響を与え得る存在であることから、市内経済・産業の活性化のためには中小企業の「元気」が必要です。

しかし、近年は人口減少・少子高齢化、デジタル化、グローバル化の進展等により、中小企業を取り巻く環境は大きく変化しており、労働生産性の向上や事業承継など、多種多様な課題の解決と今の時代への適応が求められています。

本市では、社会経済情勢とともに日々変化する中小企業のニーズを的確に把握し、がんばる中小企業が“今”必要とする様々な支援策を取り揃えることで、中小企業の「元気」を創出し続けます。

★事業活動を応援！

中小企業のあらゆる事業活動を補助金の交付や融資などにより資金面で支援します。



★連携促進・ビジネス機会の創出を応援！

市内経済の好循環を実現するためには市民や市内企業が地域の商工業者をフル活用することが重要です。そのためには、地域をよく知る必要があります。本市では市内企業に興味や関心を寄せるきっかけとして、また、企業のビジネス機会創出のツールとして企業冊子の作成や展示会の開催など、これまでも市内企業を知り、市内企業と出会うための仕掛けづくりに取り組んできました。

既に取り組んでいる事業についてはさらなる充実を図るとともに、企業のニーズを的確に捉え、実施効果が大きく、「商工業振興」「企業間交流」「地元開催」の3要素を兼ね備えた新規事業の立ち上げについても検討していきます。



★新規立地、再投資を応援！

→詳細は「2 企業立地促進事業 ～ようこそ 魅力いっぱいの海老名へ～」参照。

アクション2 企業立地促進事業 ～ようこそ 魅力いっぱいの海老名へ！～

首都圏と中京圏を結ぶ経済の大動脈である東名高速道路が市域を東西に横断し、加えて圏央道（さがみ縦貫道路）が南北に整備され、海老名インターチェンジが設置されたことで北関東はもとより関越自動車道、東北自動車道へのアクセス性が飛躍的に向上しました。一方、鉄道の結節点である海老名駅には3線が乗り入れており、公共交通も充実しています。こうした交通の利便性と、郊外でありながらも大消費地に近いこと等が企業に利点として映り、本市の産業用地としてのポテンシャルはますます高まっています。

注目を集めている今こそ、企業立地を促進する好機と捉え、様々な支援策を展開していきます。

★ようこそ海老名市へ（市外から市内への新規立地）

市外から市内へ新たに立地する企業に対しては、立地奨励金のほか、環境施設の設置や新規雇用に対する奨励金、税制優遇などのメニューを取り揃え、新天地での初期投資を支援します。

★事業拡大・再投資は海老名市で（市内での再投資）

従来から市内で操業し、地域経済の活性化に寄与してきた企業が、市内で再投資を行う場合にも、市外から市内への新規立地と同様に、奨励金、税制優遇などで再投資を支援します。

★窓口はいつも同じ（ワンストップサービス）

市外から市内への新規立地、市内での再投資を希望する企業の各種相談、情報提供、許認可等の窓口は商工行政所管課が一括して対応します。

★新たな工業用地創出の取り組み（ハード事業）

本市が産業用地として注目を集めている今こそ、立地促進の好機と捉え、新たな工業用地の創出に向けて、粘り強く、継続的に取り組みます。

★さらに充実したサポートを目指して（ソフト事業）

新たな工業用地の創出に向けた取り組みと並行して、企業移転後の空き用地の活用や不動産情報の収集・提供など、ソフト面での新たな立地促進策を研究します。

★恵まれた立地を最大限に活用した企業立地促進への取り組み

公共交通の利便性が高いことから、立地後に「優秀な人材を確保できる可能性を持ったまち」として、また、技術開発を支援する研究機関である「(地独)神奈川県立産業技術総合研究所 (KISTEC) が身近にあるまち」として等、市内の資源を存分に活用した企業立地促進事業に取り組みます。



アクション3

商店街（市内個店）の活性化・買い物弱者支援

～商店街の活性化とラクラクお買い物支援～

本市では古くから農業が盛んでしたが、高度経済成長期に宅地開発が進み、人口が急増すると、地域に密着した商店会が中心となり商店街が形成され、地域住民にとっては消費活動の中心的存在となりました。しかし、海老名駅周辺に複数の大規模商業施設が立地するとともに、インターネットによる買い物が普及すると、市民の消費行動にも変化が現れ、商店街の利用者は減少の一途を辿り、商店会によっては解散や活動休止に追い込まれるようになりました。また、存続する商店会においても後継者不足や店舗の老朽化などの問題を抱えており、依然として厳しい状況に置かれています。

一方、商店会の解散・活動休止により日常的な購買活動の場を失った地域住民にも問題が生じています。都心部の人口が増加する反面、農村部では過疎化が進む地域間格差は全国的な問題であり、これは本市内に視点を移してもその傾向に変わりはありません。海老名駅周辺はマンション建設の影響により人口増加が続いていますが、海老名駅から離れ、農地の割合が多くなるにつれて、人口減少・少子高齢化が顕著になります。こうした地域では利用客の減少に起因して商店会が衰退し、それがまた地域の人口減少・少子高齢化に拍車をかけるといった、まさに負のスパイラルが形成されています。商店を失った地域住民は電車やバス、自家用車等を利用して、これまでの生活圏の外にまで出かけることとなります。しかし、高齢化等により自力で遠隔地へ買い物に出掛けられる人ばかりではなく、自立した経済活動

が不可能になってしまう人も少なくありません。

商店会と地域住民のそれぞれが抱える問題を同時に解決できる新規事業の立ち上げに向けて、商工会議所等の関係機関とともに調査・研究を進め、市内経済の活性化を推進していきます。

想定される支援・・・

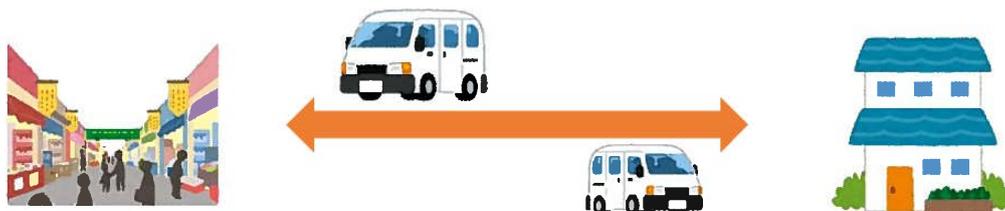
【イメージ1】

移動店舗型支援：商店街の店舗が買い物不便地域へ商品を持ち出し販売



【イメージ2】

移動手段型支援：商店街と買い物不便地域を往復するシャトルバス等の運行



【イメージ3】

発注・配送手段型支援：インターネットや電話での発注により自宅へ商品を配送



※イメージ1～3はあくまでも検討事例であり、商店会や地域住民等の意見を踏まえて、その他の事例についても調査・研究を行います。

2 「めざす姿」別施策・事業

未来創造プランに掲げた商工業の振興政策における5つの“めざす姿”を実現するために推進すべき、施策・事業を体系に基づいて整理します。(未来創造プランにおける「商工業の振興」政策の位置づけと「めざす姿」及び「今後の方針」等についてはP.5参照)

<めざす姿1>

まちがにぎわい、市民の地元に対する意識が醸成され、全ての市民が「海老名市民」であることに誇りを持っています。

施策	1-1 地元産品の開発・生産・販売・ブランド化の推進
----	----------------------------

事業名	事業内容
名産品の販売支援事業	食肉・菓子・酒販などの同業者組合により開発・生産された名産品を販売する商店を支援します。
ブランド育成組織設立運営事業	産業関係団体や事業者による海老名のブランド力の育成や情報発信を行う組織の立ち上げを促進し、運営を支援します。
ブランド製品等開発支援事業	商工会議所と関係事業者が連携して行う、海老名ブランドとしての地域資源を活用した製品やサービスの開発を支援します。
新製品開発促進事業	企業が相互に連携して、技術や製品を有効に組み合わせることにより、新たな製品の開発機会を創出します。
販路開拓支援事業	開発された商品や製品の販路について商工会議所と共同してその開拓を進めます。
農産物等加工開発・販売促進事業	農産物等を使用した付加価値のある商品の開発を支援するとともに、農産物等を使用した特産品・名産品の販売支援を行います。
農産物の販売支援事業	地元で生産された特産物を含む農産物の消費拡大と、地産地消の推進を図るため、積極的に販売・活用する商店を支援します。
ふるさと納税推進事業	市外からのふるさと納税寄附者に対して、地域産業のPR等を目的として市内産品による返礼品事業を実施します。

施策 1-2 にぎわいのあるまちづくりの推進

事業名	事業内容
市内回遊促進事業	市内の商工業者や関係機関と連携しながら市域全体を回遊できる仕組みづくりに取り組みます。
圏央道関連都市計画道路整備事業	圏央道（さがみ縦貫道路）海老名インターチェンジに直結する都市計画道路河原口中新田線と、これに関連する都市計画道路下今泉門沢橋線の整備については県の事業であることから、まちづくり部門と連携を図りながら、その促進について県に要望していきます。
幹線道路整備事業	市内の各地区から海老名インターチェンジまで、より効率的かつ効果的なアクセスを実現するために市内幹線道路の新設及び改良を行います。
海老名駅周辺基盤整備事業	海老名駅西口・駅間・東口の一体化を推進する道路整備、駅舎改良に伴う計画的な面整備等、広域拠点市街地としての基盤整備を進めます。
交通施設等整備促進事業	商業、サービス業、事務所等の集積により海老名駅周辺では消費活動や取引業務が活発に行われていることから、駐車場や駐輪場の整備、公共交通網の充実を促進します。
都市型産業立地誘導事業	本市の拠点機能を高め、企業や人が集うまちづくりを推進するために、福祉、教育、文化、情報通信関連企業等の立地を誘導します。

<めざす姿2>

大型商業施設と商店街が共存共栄し、地域経済が活性化され、にぎわいを創出しています。

施 策	2-1 商店会の活性化
-----	-------------

事業名	事業内容
商店会加入促進事業	商店会未加入の個店、大型小売店やチェーン店等に対して、地域活動への参加を促すため、商店会への加入を商店会や商工会議所とともに働きかけていきます。
共同施設整備・維持管理支援事業	商店会が実施する共同施設の整備や維持管理を支援します。
★ 商店会の課題解決・消費者ニーズ対応事業	商店会が抱える課題・問題点と多様化する消費者ニーズを的確に把握し、両者を結び付けられる新規事業の研究・検討を進めます。

施 策	2-2 商業経営の強化
-----	-------------

事業名	事業内容
店舗の改装・改修支援事業	店舗の魅力向上を図るために行う改装・改修工事を支援します。
空き店舗活用事業	空き店舗を活用した商店の開業を支援するとともに、商業形態以外の空間活用方法について商店会とともに検討します。
★ 資金融資制度充実事業	市と商工会議所が金融機関、神奈川県信用保証協会等の協力を得て実施している事業経営に必要な資金融資制度の充実を図ります。また、借入額に応じた利子補給金と信用保証料補助制度の充実を図ります。

施 策	2-3 事業者による地域貢献の推進
-----	-------------------

事業名	事業内容
地域づくり支援事業	商店会が実施する美化・清掃活動、防犯・交通安全啓発、祭り等や、商店会と地域で活動する各種団体、NPO法人等と連携して実施するイベント等、商店会が核となる地域づくりに向けた取り組みを支援します。
環境対策推進活動支援事業	商店会が行うレジ袋廃止、マイバック運動等の環境対策事業を支援します。
環境イベント推進活動支援事業	商店会が中心となり、地域をあげて実施するエコ活動に関連するイベント事業を支援します。
事業者地域交流事業	事業者と地域住民との交流を図る事業を支援します。

★印の付いた事業は重点事業（3アクション）に関連するものです。

<めざす姿3>

優良な企業の新規立地と市内企業の再投資が活発に行われることで、雇用を創出し、地域経済が活性化され、持続的に発展しています。

施 策	3-1 中小企業の経営管理機能の強化
-----	--------------------

事業名	事業内容
★ 生産性向上等の設備導入助成事業	生産性向上・合理化等のための加工等の機械器具装置及び生産補助設備の導入を行う場合、費用の一部を助成します。
★ 展示会等出展助成事業	製品、技術等を紹介する見本市や展示会に出展する経費の一部を助成します。
★ 求人広告掲載助成事業	企業が求人広告を掲載する際に必要となる経費の一部を助成します。
★ 産業財産権取得助成事業	新技術・新製品の保護及び研究開発を奨励するため、産業財産権の出願又は取得に要する経費の一部を助成します。
★ 国際規格等認証取得助成事業	ISO9001や14001等の認証取得に要する費用の一部を助成します。また、社会・経済情勢とともに企業が必要とする認証にも変化が見られることから、企業ニーズに合った支援ができるよう柔軟に対応します。
★ 環境施設設置促進支援事業	地球温暖化防止等の観点から雨水活用施設、太陽光発電施設、LED照明設備の導入や工場建屋の緑化に対して、また、ごみ減量化の観点から、生ごみ処理機の導入に対して、その費用の一部を奨励金として助成します。
★ 依頼試験等助成事業	新製品や新技術の研究に必要な依頼試験（公的研究機関に依頼する検査や試験）に要する費用の一部を助成します。
★ 技術者人材育成事業	高度な技能・技術を習得させるなど、技術者の育成を自社独自で行うことが困難な中小企業に対し、県等が主催する研修等の受講費用の一部を助成します。

★印の付いた事業は重点事業（3アクション）に関連するものです。

施策 3-2 優良企業の新規立地・市内再投資の促進

事業名	事業内容
★ 企業進出支援事業	海老名市企業立地促進条例に基づき、市外から市内に新たに立地する企業に対して、奨励金の交付や税制措置を通じて初期投資を支援することにより、市内への進出を促進します。
★ 市内移転支援事業	市内に立地する企業が施設の増改築や、住工混在地区から市内他地区への移転を行う場合に支援します。
立地周辺基盤整備事業	市内進出が確定した企業の立地予定地周辺の都市基盤整備をはじめ、企業が十分な活動ができるようサポートします。
★ ワンストップサービス事業	商工会議所や県等関係機関との連携を図り、市外から市内への新規立地や市内での再投資を希望する企業に対し、立地に伴うさまざまな手続き、操業に関する各種相談、サポート機関の情報等を商工課が窓口となりワンストップによるサービスを実施していきます。
★ 新たな工業系用地の創出事業	市内での工業系土地利用適地を調査・選定し、土地所有者の意向を踏まえながら、状況に応じた事業主体・事業手法での新たな工業系用地の創出に取り組みます。

施策 3-3 操業及び住環境の改善

事業名	事業内容
★ 住工混在移転優遇制度充実事業	住工混在の解消や事業の拡大に伴う市内他地区への工場移転に対して、初期投資の負担軽減のために奨励金や固定資産税等の経済的な優遇制度の充実を図ります。
★ 住工混在解消事業	住工混在地区に立地する工場等に対して、工業の振興と住宅地の環境改善の観点から、事業者の意向を把握し、企業立地促進事業による奨励金の交付や新たな工業用地の創出などを通して総合的に支援します。

施策 3-4 市内工業の魅力発信

事業名	事業内容
ものづくり探訪隊事業	市内企業の事業活動を理解し、ものづくりへの関心を高めるために、小学生が製造工程等を見学・体験する市内企業探訪事業を行います。
★ ビジネス機会の創出事業	市内企業の製品やサービス、事業内容等の情報を集約し、様々な媒体を活用して、市内外に発信することで、ビジネス機会の創出につなげます。

★印の付いた事業は重点事業（3アクション）に関連するものです。

<めざす姿4>

勤労者福祉の向上が推進され、雇用が安定しています。

施 策	4-1 勤労者福祉の向上
-----	--------------

事業名	事業内容
★ 勤労者支援充実事業	市内勤労者向けの補助・融資制度を充実させ、生活の安定を図ります。
勤労者福祉サービス関連団体への支援事業	勤労者に対して、相談事業や労働条件改善への取り組み等を行う団体の活動を支援します。

施 策	4-2 雇用の安定・促進
-----	--------------

事業名	事業内容
★ 事業主支援充実事業	市内事業主向けの補助制度を充実させ、従業員の雇用の促進と安定を図ります。
労働に関する知識の普及啓発事業	雇用の促進と安定を図るため、従業員及び事業主を対象とした各種セミナーを実施し、労働に関する知識の普及啓発を行います。
就職相談窓口の設置事業	専門の相談員を配置した就職相談窓口を開設することにより、労働機会を確保し、雇用を促進します。
外国人労働者関連支援事業	関係機関と連携し、市内の外国人労働者や、その雇用を目指す市内事業主が相談できる窓口の設置を支援するとともに、外国人を雇用している市内事業主が活用できる補助制度を検討します。
職業訓練校運営支援事業	将来の産業を担う人材を育成する職業訓練校の運営に対して財政的支援を行うとともに、入校生の募集など広報活動等への協力を行います。

★印の付いた事業は重点事業（3アクション）に関連するものです。

<めざす姿5>

各種団体等と連携し、市内商工業の活性化が図られています。

施 策	5-1 商工会議所との連携
-----	---------------

事業名	事業内容
経済団体活動支援事業	商工会議所が開催する各種会議に出席するなど、商工業者に必要な情報提供や意見交換を実施します。また、支部や部会等の活動を含め、商工会議所が実施する事業を、必要に応じて支援します。
商業経営者育成支援事業	商店経営に必要な研修等の開催を支援し、経営者の育成を図ります。
経営相談制度充実の支援事業	商工会議所が実施している商店の事業経営、税務、融資等に関する相談制度の充実を支援します。
産業財産セミナー事業	産業財産権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権）に関する正しい知識とその取得方法や効果的な活用方法等のセミナーを関係機関と連携して開催し、産業財産権を取得することによる中小企業の競争力、経営基盤の強化を図ります。
創業等支援事業	商工会議所等で実施している創業希望者向けのセミナー、相談事業の充実を支援します。
リーダーの育成事業	産業振興、商店会活動の中心となるリーダーの育成を図るため、商工会議所が行う各種研修会、講座の開催を支援します。
次世代後継者育成事業	中小企業の若手経営者や後継者の育成、異業種交流による技術者の育成等、幅広くやる気のある人材の育成を支援します。

施 策	5-2 市内企業・関係機関との連携
-----	-------------------

事業名	事業内容
★ 企業交流事業	商工会議所とともにさまざまな業種の経営者等の交流事業を展開し、業種間の垣根をこえた取引先の拡大、事業機会の創出等を促進します。
市内企業と行政の連携促進	市内企業と行政の交流の機会を設け、相互に情報交換を行うことで、企業市民としての社会的責任を全うし、企業自らの経営環境の向上に取り組みます。
研究機関等連携事業	市内企業が新製品や高付加価値商品の開発、新技術の開発を進めるにあたり、市内あるいは近隣市に立地する研究機関や大学等との連携をサポートします。
国・県の施策への対応	法律・条例の制定や改正、経済対策、補助制度の新設など、国や県の施策に対し、本市の現状や今後の見通しを踏まえた政策的判断を行い、必要な措置を講じます。

★印の付いた事業は重点事業（3アクション）に関連するものです。

体系図

<めざす姿1>

まちがにぎわい、市民の地元に対する意識が醸成され、全ての市民が「海老名市民」であることに誇りを持っています。

施 策	事 業
1-1 地元産品の開発・生産・販売・ブランド化の推進	名産品の販売支援事業
	ブランド育成組織設立運営事業
	ブランド製品等開発支援事業
	新製品開発促進事業
	販路開拓支援事業
	農産物等加工開発・販売促進事業
	農産物の販売支援事業
1-2 にぎわいのあるまちづくりの推進	ふるさと納税推進事業
	市内回遊促進事業
	圏央道関連都市計画道路整備事業
	幹線道路整備事業
	海老名駅周辺基盤整備事業
	交通施設等整備促進事業
	都市型産業立地誘導事業

<めざす姿2>

大型商業施設と商店街が共存共栄し、地域経済が活性化され、にぎわいを創出しています。

施 策	事 業
2-1 商店会の活性化	商店会加入促進事業
	共同施設整備・維持管理支援事業
	商店会の課題解決・消費者ニーズ対応事業
2-2 商業経営の強化	店舗の改装・改修支援事業
	空き店舗活用事業
	資金融資制度充実事業
2-3 事業者による地域貢献の推進	地域づくり支援事業
	環境対策推進活動支援事業
	環境イベント推進活動支援事業
	事業者地域交流事業

<めざす姿3>

優良な企業の新規立地と市内企業の再投資が活発に行われることで、雇用を創出し、地域経済が活性化され、持続的に発展しています。

施 策	事 業
3-1 中小企業の経営管理機能の強化	生産性向上等の設備導入助成事業
	展示会等出展助成事業
	求人広告掲載助成事業
	産業財産権取得助成事業
	国際規格等認証取得助成事業
	環境施設設置促進支援事業
	依頼試験等助成事業
3-2 優良企業の新規立地・市内再投資の促進	技術者人材育成事業
	企業進出支援事業
	市内移転支援事業
	立地周辺基盤整備事業
	ワンストップサービス事業
3-3 操業及び住環境の改善	新たな工業系用地の創出事業
	住工混在移転優遇制度充実事業
3-4 市内工業の魅力発信	住工混在解消事業
	ものづくり探訪隊事業
	ビジネス機会の創出事業

<めざす姿4>

勤労者福祉の向上が推進され、雇用が安定しています。

施 策	事 業
4-1 勤労者福祉の向上	勤労者支援充実事業
	勤労者福祉サービス関連団体への支援事業
4-2 雇用の安定・促進	事業主支援充実事業
	労働に関する知識の普及啓発事業
	就職相談窓口の設置事業
	外国人労働者関連支援事業
	職業訓練校運営支援事業

<めざす姿5>

各種団体等と連携し、市内商工業の活性化が図られています。

施 策	事 業
5-1 商工会議所との連携	経済団体活動支援事業
	商業経営者育成支援事業
	経営相談制度充実の支援事業
	産業財産セミナー事業
	創業等支援事業
	リーダーの育成事業
	次世代後継者育成事業
5-2 市内企業・関係機関との連携	企業交流事業
	市内企業と行政の連携促進
	研究機関等連携事業
	国・県の施策への対応

計 めざす姿：5 施策：13 事業：59

令和2（2020）年2月から世界的に大流行した新型コロナウイルス感染症や国内外での自然災害等、市内経済に悪影響を及ぼす不測の事態が発生した際には、国や県をはじめとする関係機関の動向を注視しながら、必要に応じて本章に掲載のない施策・事業も展開します。

第4章

本プランの推進体制

本章では本プランに掲げた計画を円滑に推進するために、企業・事業者、経済団体、市民・各種団体、行政の役割を確認します。また、施策・事業の進捗状況を確認し、スケジュールに則って目標を達成できるよう進行管理と評価の方法について整理します。

1 役割分担

本プランは未来創造プランの個別計画であり、本市の産業面におけるめざす姿を達成するための中長期的な方向性を定めたものです。

今後は人口減少・少子高齢化が一段と加速し、都市間競争や地域間格差も一層顕著になることが予想されます。また、働き方改革が推進される中、フレックスタイム制やテレワークなど勤務形態が多様化し、インターネットの普及が新たなビジネスを生み出すなど、労働分野も過渡期を迎えています。

本プランではこうした動向を踏まえ、本市の商工業が持続的に発展し、10年後にはめざす姿を達成できるよう先を見据えた施策や事業を明示しています。しかし、外部要因の変化には柔軟に、確実に、そしてスピード感をもって対応することが重要です。

このようなことから、本プランの推進にあたっては、商工業の主体である企業、事業者をはじめ、経済団体、関係機関、市民、各種団体、行政等が相互に連携しつつ、それぞれの役割を担いながら本プランを推進していく必要があります。

[企業・事業者]

本市の産業を支える中心的存在であり、本プランの推進にあたっては重要な役割を担います。企業・事業者の主たる目的は利潤の追求であり、業績を伸ばすことは地域経済の活性化にもつながります。併せて、社会的責任を持つべきであるとの考えのもと、地域社会の一員として、地域のより豊かな暮らしの実現に向けて環境への配慮や雇用の充実、地域コミュニティの醸成に寄与することも求められています。

[経済団体]

地域の企業や事業者で組織される商工会議所は商店会や企業、事業者の事業活動の支援が主な役割です。そのため、事業活動に伴う地域や行政との関係については調整を図るなど、地域社会の発展に向けて産業振興に取り組むことが求められます。また、本プランの推進にあたっては、組織の特性を活かし、企業・事業者の声を積極的に発信することで、行政をはじめとする関係機関との情報共有が期待されます。

[市民・各種団体]

地域社会で生活し、活動する市民や各種団体も地域経済の循環に欠かせない存在です。より豊かな暮らしを追求し、ニーズを発信することが産業の発展につながります。また、市民や各種団体は経済活動の中でエンドユーザーになる機会が多いことから、その意見や評価がチェック機能を果たし、商工業者に改善を促します。

[行政]

市は、企業や事業者の事業活動の支援が主な役割です。そのためには、地域の商工業者の声に耳を傾け、広く情報を収集し、適時的確にニーズを把握する必要があります。また、未来創造プランに則ったまちづくりを推進する立場にあり、商工業施策を計画的・戦略的

に展開していくための舵取り役を担っていることから、企業や事業者、経済団体、関係機関等と密に連携し、本市の商工業振興の実現に寄与します。

2 商工業支援体制

(1) 庁内体制

産業振興とまちづくりは不可分であり、共同歩調をとりながら事業を展開していく必要があります。そのため、産業支援策を講じるにあたっては、庁内の関係部局の参画を求め、全庁的な調整を図ることができる体制を継続します。

(2) 商工業支援組織

商工業者が抱える様々な課題・問題には専門的なものや複合的なものがあり、その解決策の提案には高い知識レベルや技術、経験が必要です。相談案件に対してその場での確に回答できることが望ましいですが、一つの窓口であらゆる事案に100%対応することは困難であることから、その際には、相談内容に合った的確な相手を紹介できることが重要です。官民を問わず、産業振興という同じ目的・目標をもった機関や団体と関係を構築し、広いネットワークの中で総合的なコーディネートを実現します。

3 進行管理・評価

前述のとおり、本プランは未来創造プランの個別計画であることから、そこに掲げられた10年後のめざす姿を実現するために、商工業振興に係る施策・事業を、誰もが共有できるよう計画として可視化したものです。行政は計画に基づいて、その目標達成のために様々な事業を実施します。一定期間、事業を実施した際には、目標達成に向けた現在の進捗状況を確認するとともに、これまでの取り組みの効果を検証するために評価を実施しなければなりません。また、評価結果を今後の取り組みに活かす改善を行う必要があります、この繰り返しが10年後のめざす姿の実現につながります。

そこで、本プランの計画期間中は以下のとおり評価を行うこととします。また、進捗状況や評価結果を踏まえ、その後の計画を適宜、見直すものとします。

[年度評価]

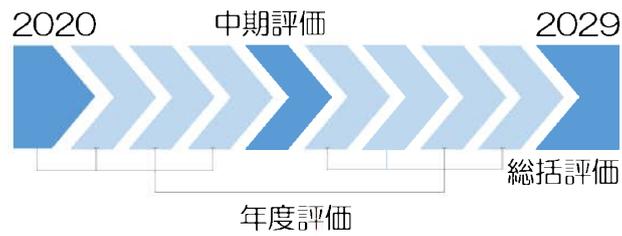
1 事業年度ごとに事業評価を実施する。

[中期評価]

全体計画期間の半期にあたる5事業年度目で中期評価を実施し、その後の5事業年度の方向性を確認する。

[総括評価]

計画期間の最終事業年度には計画の運用開始から評価実施時点までを総括した評価を実施する。



進行管理にあたっては前述のとおりP D C Aサイクルを基本とし、計画に基づいた事業の実施、適正な時期・手段での評価、課題解決と計画の見直しを一循環とします。

しかし、昨今は日々変化する社会経済情勢に即時的な対応が求められるケースが少なくありません。計画に基づいた事業の推進を基本としつつ、商工業者への影響を第一に考え、事業の追加など、状況に応じて柔軟に対応するものとします。



- P : P l a n (計画)
海老名市商工業振興プラン2020
- D : D o (実行)
各事業の実施
- C : C h e c k (評価)
年度評価、中期評価、総括評価
- A : A c t i o n (改善)
課題に対する解決策の検討



海老名市経済環境部商工課

〒243-0492 海老名市勝瀬175-1

Tel:046-235-4843 (直通)

Fax:046-233-9118 (代表)